

飲用井戸の衛生管理について

【井戸の衛生管理について】

- 井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸やその周辺を清潔に保ちましょう。
- 井戸のふたや内部に、ひび割れ等がないか定期的に点検しましょう。

【水質検査について】

- 毎日水の色、濁りや味、におい等に注意し、異常がないか確認しましょう。
- 定期的（年1回以上）に水質検査を受けましょう。

定期の検査項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度
その他の検査項目	周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤、PFOS及びPFOA、その他水質基準項目）

- 異常があれば飲用を中止し、必要な水質検査を行い安全を確認しましょう。
- 水質検査は、水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関で受けられます。検査日や検査料金等は、直接検査機関へお問い合わせください。

鹿児島県内の水質検査機関

- ・一般財団法人 鹿児島県環境技術協会（電話：099-262-0143）
- ・公益社団法人 鹿児島県薬剤師会（電話：099-253-8935）
- ・株式会社 鹿児島環境測定分析センター（電話：099-201-4177）
- ・株式会社 東洋環境分析センター（電話：099-806-1040）



お問い合わせ

鹿児島県土木部都市計画課上下水道室水道係
(Tel) 099-286-2790 (Fax) 099-286-5633
(e-mail) s-suidou@pref.kagoshima.lg.jp